

北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議
(第 20 回)

議 事 録

と き : 平成 22 年 8 月 23 日 (月) 14 時開会
と ころ : P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の松永と言います。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議につきましては、お手元の会議次第に従いまして、概ね16時を目途に進行してまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

なお、本日は、一戸委員、中村委員、山形委員、和歌委員からご欠席の連絡をいただいております。

また、会議の進行上、出席者の皆様へお願いがありますが、本会議は、議事録を作成して公表することとしておりますので、ご意見、ご質問等がある場合には必ずマイクを使用してお発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の藤澤よりご挨拶を申し上げます。

【藤澤局長】

環境局長の藤澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、各委員の皆様、オブザーバーの皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この監視円卓会議は、平成17年9月に第1回を開催しまして、今回で20回目を迎えます。これまでの間、皆様方のご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

北海道事業は、平成20年5月の操業開始から、時々トラブル等がございますが、皆様方からご意見をいただくなどしまして、いろいろな課題に対処しながら、操業的には順調に稼働率も上がってきているところでございます。今後は、増設事業も計画されているところでございますので、北海道としましては更なる安全確保に万全を期してまいる考えでありますので、委員の皆様方には一層のご協力をお願いいたします。

本日の会議でございますが、北海道事業の進捗状況をはじめ、環境モニタリングの測定結果、立入検査実施状況、そして、前回の監視円卓会議でご意見をいただいておりますダイオキシン類のモニタリングに関するクロスチェックの実施方法など今後の対応につきまして、また、去る7月29日に入札公告が実施されました増設事業などにつきましてご説明させていただくことになっております。

限られた時間ではございますけれども、皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日は、オブザーバーとして環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の廣木課長、松崎課長補佐にご出席をいただいておりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【廣木課長】

ただいまご紹介いただきました環境省産業廃棄物課長の廣木でございます。

先日、人事異動がございまして、着任したばかりでございますが、どうかよろしくお願いいたします。

改めまして、本日ご出席の委員の皆様方、それから、地元の室蘭市、北海道の皆様方におかれましては、PCB廃棄物の処理につきまして従前より多大なるご理解、ご協力をいただき、大変感謝している次第でございます。この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思っております。

環境省が抱えておりますさまざまな環境についての課題があるわけでございますけれども、その中でも廃棄物の適正処理は重要な問題の一つとして認識しているところでございます。この中でも、実は、PCB廃棄物の適正な処理というのは大変重要な課題として長年懸案になってきた事項でございます。この問題につきまして、さまざまな関係者の皆様方のご理解、ご協力のもと、現在、日本環境安全事業株式会社、JESCOにおきまして全国5カ所で拠点的な広域処理施設を整備し、PCB廃棄物の処理が着実に進みつつありますことは、この課題の解決に向けた大変重要なステップであると考えているところでございます。

この北海道におけるJESCOの事業につきましては、一昨年5月から処理を開始したわけでございますけれども、地元の皆様方をはじめとしまして、関係各所の皆様のご理解、ご協力のもと、北海道をはじめ、15県の広範な地域からPCB廃棄物を順次受け入れ、処理が着実に進んできているところでございます。この点につきまして、改めて皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思っております。

PCB廃棄物の処理を進めるに当たりましては、何よりも安全、确实、適正を第一に処理を行っていくことが重要であると考えております。そのためにも、処理事業に関する地域の方々のご理解をいただくという観点から、処理事業に関する情報の提供、公表を適宜、適切に行っていくことが大事であると考えております。

また、後ほどこの会議の中でも説明があるかと思っておりますけれども、JESCOにおきましては、現在処理を進めております当初事業に加えまして、増設事業についても鋭意作業を進めているところでございます。私どもとしましては、今後ともPCB廃棄物の安全、确实かつ適正な処理が着実に進められていくことが最重要と考えており、この様な観点から、JESCOへの指導、支援をしっかりと行っていきたいと考えておりますので、皆様

方には、引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、7月27日付で室蘭市連合町会協議会から選出されております委員の交代がありましたので、新しい委員の方のご紹介をさせていただきます。

室蘭市連合町会協議会で常任理事をお務めの亀田義弘様です。

それでは、亀田様、一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員】

ただいま紹介にあずかりました室蘭市連合町会協議会の亀田でございます。

このたびは、前任者であります太田会長が非常に用務多忙ということで、何とかこの後の円卓会議の委員を務めていただきたいということから、私が務めることになりました。

この円卓会議は、事務局の最初の説明にもありましたが、平成17年に1回目、そして本日の20回という区切りのいいところで私にお鉢が回ったということですが、いかんせん、もう20回も経過し、実績もつくったようなこういう会議に来て、私なりに何ができるのかなというのは疑問がございます。何せ、この中身を見ましても、ISOの14000バージョンを基準にしました、本当に市民の安全・安心のためにこの円卓会議で立派に20回も開かれ、すなわち5年間も一生懸命やってきている。この立派な円卓会議を私ごときで汚してはいけないと思いますので、一生懸命務めさせていただきますが、やはり皆様のご指導もなければなかなか運営できないのではないかと考えております。どうぞ皆様のご支援をお願いいたしまして、これからも末長く務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

亀田委員、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、眞柄委員長にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

【委員長】

眞柄でございます。

亀田委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思ひますが、資料がたくさん配付されておりますので確認したいと思ひます。まず、配付されている資料を事務局からご紹介ください。お願ひします。

【事務局】

事務局を務めさせていただいています道庁の阿部と申します。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に1枚物の次第、出席者名簿、配席図の後に、また次第の方に戻っていただきますが、次第下段の方に記載されております番号順に資料1、資料2 - 1という形で資料6まで、その後に参考資料1、2、3という構成になってございます。1点だけ、資料4の後に「第1系統排気クロスチェックについて」という1枚物の資料が追加になってございますので、資料4と一緒にものと考えていただければよろしいかと思えます。

なお、委員の皆様事前に送付させていただきました資料に対して、今言いましたような差し替えや追加などがあったことから、今回につきましても改めまして資料一式という形で配付させていただきましたことと、資料の添付漏れや印刷が不明瞭な部分があったら、よろしければ、それぞれの資料を使うところで事務局の方に声をかけていただきましたら、差し替え等を速やかにさせていただきますと思います。

以上でございます。

【委員長】

それでは、資料はそういうことだそうですので、それぞれの場所でもしなれば、事務局にお申し付けいただきたいと思えます。

まず、議事の1番目は、前回第19回の監視円卓会議の議事録であります。

これにつきましては、事前に各委員にご確認をいただいておりますので、特にご意見、ご指摘がなければ、この場で承認をするということにしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

どうもありがとうございました。

それでは、これを会議の議事録といたします。

続いて、議事の(2)北海道事業の進捗状況についてであります。

まず、JESCOから説明をしてください。お願いします。

【JESCO】

事業部長をしております須藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは、資料2 - 1につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

北海道事業におきまして、去る7月29日に増設事業の手続を開始させていただいております。この件につきましては、後ほどの議題におきまして説明をさせていただければと

思います。

その他の事業のところでございますが、ここに掲げております年表的なところでいきますと大きな変化はございませんが、幾つかお話をさせていただければと思います。

一つ目が、北九州事業についてでございます。

ここにございますように、昨年7月にプラズマ溶融分解設備の操業を開始しております。そして、8月8日に火災事故がございました。その原因究明を行って、11月に再開をしたところでございますが、これは1炉目でございます。そして、これらの経験を生かした形で2炉目の建設工事を行っているところございまして、去る4月でございますが、2炉目に着工いたしております。これにつきましては、いずれにしても1炉目の経験を活かしていくということで、これを盛り込んだ形で進めさせていただいております。

そのほか、豊田事業、東京事業、大阪事業については、前にもお話をさせていただいたところでございますが、各事業所で自分の設備の能力をいかに発揮していくかということに苦心をして、安全ということに軸足を置きながら、処理能力をアップしていくことについて取り組みを進めているところでございます。

北海道事業は、先ほどのとおりでございます。いずれにしましても、5事業所でしっかりと取り組みを進めていきたいということでございます。

【JESCO】

JESCO北海道事業所の吉本でございます。

私から、資料2-2の北海道事業の進捗状況、資料2-3の稼働状況、この二つの資料と、後ろの方についております参考資料1、2、3を用いまして説明をさせていただきます。

最初に、資料2-2、これまでの経緯でございますが、3ページ目を開いていただきたいと思います。

3ページの中段ですが、5月24日に前回の監視円卓会議がございまして、これ以降の内容をお話しさせていただきます。

6月4日に防災訓練を行っております。これは、夜間にJESCOの社員等がいなくときに通報訓練を行っております。処理棟で火災報知機が発報したということで、中央制御室からJESCO並びに運転会社の幹部に連絡が行き、操業に携わっている関係者に連絡が順調に行くかどうか、あわせてメール連絡も行いまして、比較的スムーズに関係者に連絡が行ったことを確認しております。

それから、7月1日でございますが、平成22年度の全国安全週間が7月1日から1週間始まっております。それに伴いまして、社員を集めまして私の方から訓示等を行ったところでございます。

7月7日には、区分のトラブルが発生しております。これは後で詳細の報告がありますので省略いたします。

7月26日には、広域協議会を開催しております。道、室蘭市、関係15県が集まりまして、現在の処理状況、それから来年度の処理計画を報告しまして、各県でどのくらい受け入れるか、そういう状況をご審議いただいたところでございます。

続きまして、7月29日には、先ほどお話がありました増設事業の入札公告を行っております。

7月30日には、防災訓練を行っておりまして、現地の指揮本部の立ち上げの訓練を行っております。

8月8日には、コンデンサの解体エリアで洗浄液のにじみがございました。後でトラブル事象のところでご報告いたします。

8月10日には、環境大臣政務官の視察がございました。

8月20日に防災訓練を行っております。これは、実際に消火栓を使いまして放水の訓練をしております。6月、7月、8月と防災訓練をやっておりますが、JESCOの処理棟でJESCO並びに運転会社とともに秋の総合防災訓練をやるようとしております。その部分的な訓練を幾つかやりまして、総合防災訓練をやっていこうという準備でやっております。

そして、8月23日は本日の円卓会議でございます。

次に、この状況に伴う関連資料としまして、参考資料1、2、3を簡単にご説明いたします。

後ろの方についております参考資料1でございますが、北海道事業所の安全衛生環境活動計画と実績が一覧でわかるようにまとめたものでございます。

左側に、今年度4月から来年3月までの年度計画を書いてございます。そして、次の欄に事業所の活動計画を書いておりまして、実施計画でどのようなことをするかを書いております。その次の欄に、いつやったかという実施日と、実施状況としてどのくらいの参加メンバーが集まってやったかということを書いております。これで年間の管理をしていこうということで、前日も円卓会議の方でご報告させていただきました。

裏の方を見ていただきますと、スポット的にこういう訓練をやっているというものを写真等で、どんなことをやっているかというものをあらわしております。上の写真は、処理棟で何かあったときに、担架ではなくて、「エアーストレッチャー」という空気の入ったマットで、割と少人数で階段でも運ぶことができるものがございます。そういうものを実際に使って人を運ぶ訓練をしました。それから、下の写真は放水訓練を行ったものでございます。

次に、参考資料2でございます。

これは、JESCOで8回目の発行でございますが、これまでPCBの処理事業をやるまでは、割と市民の方への情報も多かったけれども、最近はちょっと情報が少ないねという話を聞いたことがございます。この8号の事業だよりからは、室蘭市の町内会を通して各家庭に回覧できるようにいたしました。もしかしたら、回覧が回ってこれを見られてい

る方がいるかも知れませんが、今後発行しますと、町内会にはすべて配りまして、回覧で見ただけのことをやろうと思っています。グラフで示していますが、左はトランスの処理台数が月々こうですよ、右はコンデンサがこうですよというような形で、スポット的に幾つか書いてございます。裏のページを見ますと、円卓会議がいつ開かれたか、広域協議会がいつ開かれたか等々の内容を載せて、皆さんに処理状況がどの程度進んでいるかをわかっていただくということで、ホームページにも掲載しておりますが、今後は市民の方にも回覧でも見ていただくことを考えております。

次に、参考資料3でございますが、J E S C O北海道事業所のI S Oの取り組み状況についてです。

運転会社、M E P Sと申しますが、室蘭環境プラントサービスとともに私どもが進めておりますI S Oの構築に向けての資料をナンバー4、ナンバー5のニュースとして所内の方で関係者みんなに配っておりますが、これをつけております。J E S C Oでは、5事業所でございますが、既に4事業所がI S Oの取得をしております。私ども北海道事業所は今年度中の取得を目指して頑張っているところでございます。

それでは、本文の方に戻りまして、資料2 - 3で稼働状況をご説明いたします。

頭紙を見ていただきますと、右肩に資料2 - 3と書いております。

トランス類、コンデンサ類、P C B油類等の道内と道外の受け入れ台数を書いてございます。一番下を見ますと、合計は載っておりませんが、トランス類は道内で305台、道外が465台、コンデンサ類の道外が7,047台になります。このトランス類の道外の465台とコンデンサ類の道外の7,047台をどこから受け入れたかを表したのが、2ページになります。

2ページは、各ブロックになります。一つのブロックで3県ございますが、それぞれ受け入れた台数がこちらの表のようになっているということでございます。

それから、3ページになりますが、私どもの施設で試運転からこれまで処理した台数が載っております。トータル台数としまして、トランス類で762台、コンデンサ類で9,772台でございます。3ページの一覧表の下から3行目に登録台数を書いてございますが、以前は平成21年11月にまとめた数値を載せていました。今回は、登録台数を見直しまして、平成22年3月末時点のJ E S C Oへの登録台数を載せております。比較数は載っておりませんが、トランス類で8台ほど、コンデンサ類で709台ほど増えております。処理台数は増えておりますが、これまで処理した実績からしまして、トランス類で18.3%、コンデンサ類で18.6%の処理をしたことになります。

道内の処理台数はどのぐらいかはこちらに載っておりませんが、1ページを見ていただきますと、トランス類を305台受け入れておりますが、道内には約540台のトランス類がJ E S C Oに登録されております。コンデンサ類につきましては、3,002台を受け入れておりますが、約6,760台が登録されております。トランス類が56%、コンデンサ類が44%と、道内のトランス類、コンデンサ類の処理は概ね50%、概数として

半分の処理が終わったかなというふうにご理解していただければと思います。

次に、3ページに戻りまして、グラフを見ていただきますと、中段のグラフはトランス類の処理台数、下がコンデンサ類の処理台数でございます。平成21年4月、5月、6月、7月、そして、平成22年4月、5月、6月、7月のトランス類、コンデンサ類を見ていただきますと、かなりの量で進んでおります。同じ装置で若干改造はしておりますが、ほぼ順調に処理量が上がっているというふうに見ていただければと思います。

次のページは、上の表が純PCBの処理量、下が有価物あるいは廃棄物の払い出し量でございます。

私からは以上でございます。

【JESCO】

JESCO北海道事業所安全対策課長の中尾でございます。

私からは、資料2-4のトラブル事象等について説明させていただきます。

まず、前回の監視円卓会議が5月24日に開催されておりますけれども、それ以降で発生したトラブルを2件報告しております。

1件目が、真空超音波洗浄エリアにおける判定洗浄槽Aからの液垂れです。これは、7月7日に発生した区分の事象でございます。

また、今月の8日ですけれども、コンデンサ解体エリアの作業スペースにおける洗浄液のにじみが発生しております、これも区分として報告しております。

あと、これには出ていないのですけれども、実は、本日の午前10時40分頃だったのですが、小型トランスの解体エリアにおきまして、予備洗浄装置の小型トランス缶体から、22回目の予備洗浄をやっていたのですけれども、洗浄油を給油しているときにトランス油がオーバーフローしたという事象が発生しています。これは、全部で約43リットルほどオーバーフローしたのですが、すべてオイルパン内に留まっているという事象でございます、外部への影響はございませんでした。これにつきましては、既に漏えい液も停止していますし、漏えいした液も回収しております、現在、原因を究明しているところでございます。この本日の事象については、特に資料がございませんので、口頭での報告とさせていただきます。

また、先ほど言いました2件につきましては後ほど資料で説明しますが、それ以外に、この5月から7月の間の3カ月間に28件の不具合事象と32件の不具合事象未済が発生しております、それぞれ道、市に報告し、こちらの情報センターにて概要を公開しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、まず、7月7日の真空超音波洗浄エリアにおける判定洗浄槽Aからの液垂れでございます。

これは、7月7日の10時17分頃に発生しております。運転会社の作業員が巡視点検をしているときに床面の液だまりを発見したものでございます。それを受けて、中央制御

室に連絡し、真空超音波洗浄の工程を停止しております。その後、液処理班員が床面を確認したところ、判定洗浄槽は6番目の槽で、減圧乾燥槽は7番目の槽ですけれども、この間に液滴を確認したものです。漏えいした量は約750ccでございました。

これによる影響としましては、対策がとられる間、判定洗浄槽における洗浄を1かご1ロットで実施して暫定的にやっております、次にご報告しますけれども、7月29日に恒久対策を打った時点まで応急処置をしております。

この事象の原因でございますけれども、パワーポイントでご説明しますが、かごを吊り上げた時に液滴が判定洗浄槽の壁面に垂れまして、それが直接的もしくは間接的にはね返って槽の外に飛び出したものと考えております。実際にこれと同じような事象が今年の4月にあったのですけれども、その時は、上の方のかごの中に入っていたものがちょうど容器状の小型コンデンサの缶体だったということで、そこから漏えいしたと考えていたのですが、今回はそういうところではなくて、別なところから出たものと考えております。今回は、飛散したものですから、それについても対策を考えました。そのやり方としては、洗浄かごを吊り上げた際に、垂れた液やはね返った液が槽外に出ないように防止する板を取りつけております。こちらの資料で言いますと、ちょうど3ページ目の上の方に鏡のような形で写っているところがあるのですけれども、それを両側に取りつけました。この写真でいきますと、前後に関しては既にオイルパンが取り付けられてございまして、床面には漏えいしない構造となっております。この防止板を取りつけることによりまして、はね返った液や直接かごから出た液を判定洗浄槽内に戻すことができるようになりました。これによって再発を防止したということで、対策を講じております。

まとめますと、類似事象である4月の事象は、手解体のコンデンサ等が起因になっているということで、その対策として、手解体のコンデンサ缶体については1かご毎の洗浄液の排液や缶体数の削減などを実施したのですが、今回は、処理物の形状にかかわらず、かごからの液垂れが洗浄槽に戻らず、直接または壁面にはね返って飛散したと想定されておりますので、すべての処理物に対応した対策を実施したということで、応急対策は、先ほど言ったとおり、1かご毎に洗浄液の排液を実施してございました。恒久対策としては、判定洗浄槽の両側に飛散防止シートを取りつけて、洗浄液が床面に落下することを防止したということでございます。

続きまして、8月8日に発生したコンデンサ解体エリアの作業スペースにおける洗浄液のにじみ事象でございます。

これにつきましては、8月8日の21時頃、運転会社作業員がコンデンサの解体エリアの素子取出解体装置前の作業スペースで防火シャッターの根本ににじみを発見したものでございます。範囲としては、2メートル×50センチということで、右側に図で示しておりますけれども、浸漬槽と呼ばれる槽の前が解体エリアでレベル3でございます。カラーで示している範囲がレベル2の作業スペースでございますが、ここに薄く液がにじんできたものでございます。

これについては作業環境等を測定いたしました。測定結果としては2.3マイクログラム/立米ということで、基準である10マイクログラム/立米よりは低いものでございました。その後、作業スペース床面のふき取り等を実施して、にじみ箇所の上からビニール養生をして応急対策をしております。

原因ですけれども、昨年7月にもこれと似たような事象が起こっております。その時は、素子取出装置前のパネル下部からにじみが発生したということで、スクリーンの方にありますけれども、黄色い部分です。パネルの下部の方にカバーを取りつけて、養生シートを取りつけました。更に、にじみ出たところをコーキングするという対策を講じました。

今回の事象につきましては、その上の部分、この図では青く示しておりますけれども、アクリルガラスとパネルの接続部がございまして、そこから洗浄液が浸入したものと想定しております。それが壁の中を伝わって下からにじみ出てきたというふうに推定しております。

これにつきましては、まず、応急対策として、アクリルガラスとパネルの接続部分を完全に覆ってしまいました。それによって、中の液が接続部分に接触しないように対策を講じました。更に、パネル下部のコーキングも再施工することで、作業スペース側に液がにじみ出てこないようにしております。ただ、これはあくまで応急対策でございまして、来月の9月中旬から定期点検を予定しておりますけれども、その際にパネルの取りかえ等について行う方向で、今現在、恒久対策を検討しているところでございます。

私からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、今、説明をいただいた進捗状況などについてご質問やご意見がございましたら、どうぞお出しください。

【委員】

登録数の変更の報告があったのですけれども、JESCOで登録されている数と、環境省並びに、これは都道府県に登録が行くと思うのですけれども、それとは全部イコールになっているのでしょうか。

【JESCO】

JESCOからお答えします。

JESCOの北海道事業所の対象は、現在、PCBのトランス類、コンデンサ類の登録を受けております。環境省の方はPCB廃棄物としての登録ですので、項目は違っていると思います。

なお、コンデンサ類についての台数そのものは、私も行政の登録のものを見たことがご

ざいますが、登録されている方でPCB機器について十分周知していない方もいらっしゃいます。例えば、トランス類とコンデンサ類の見分けができない方も登録している場合があります。トータル的には合っていますが、細かい数値になりますと、少し台数は異なっていると思っています。そういう齟齬も少しございます。

【副委員長】

吉田と申します。

引き続き、先ほどの資料2 - 3の稼働状況についてお聞きしたいと思います。

3ページ目のところのデータで、去年の4月から今年の7月までのトランス類とコンデンサ類の合計の数字がだんだん増えてきて、かなりピークに近づいていると思うのですが、今年の7月で780台になっていますけれども、これが今の処理施設のピークなのでしょうか。

計画量では、平均的に大体これですと続けば、下の計画量の2,500台を達成できるような数字になっているのですが、これがこちらで想定されているピークで、この状態がずっと続けば、計画どおり、最終年度までに処理ができるような稼働条件なのかをお聞きしたいのです。

【JESCO】

まず、処理能力につきましては、例えばコンデンサで同じ形状のものが流れてきますと、私どもの処理施設ではコンデンサ類につきましては28台を処理する能力がございますが、実際に受け入れているものは、例えば20キ口のものから230、40キ口のものまでコンデンサは非常に不揃いで入ってきております。現在、平均して1日に23台ぐらい処理しております。定期点検がございませんと29日から30日ぐらい操業しておりますので、23台掛ける30日で1か月700台前後が現在の処理量の限度のところかと思っています。トランス類につきましては、大型のトランス、小型のトランス、車載トランスと様々ございますが、大体55台前後ぐらいが現在の処理能力で、80%ぐらいがこれまで言われていました稼働率と申しますか、そのような数値だと思っています。

それから、台数につきまして、あと何年でこの処理が法の期限に終わるかというご質問でございますが、私どもが計画を立てております22年度の計画では、コンデンサ類で6,384台と立てております。8割稼働しますと、8,000台近くできるのではないかと思っています。処理台数はもう少し上がっていくと思っていますので、何とか法の期限内ぎりぎりのところでコンデンサ類についても処理が終わっていくと思っておりますし、トランス類もその様に思っております。ただ、だんだん最後の方まで残っているものは、場合によっては漏えいのものか、非常に複雑なものも処理しますので、その点は厳しい状況になると思われれます。

【委員】

今までのトラブル関係が前回送られてきた資料にも書いておりますけれども、発生頻度が非常に多いのではないかとと思われるのです。ヒヤリ・ハットで終わるものなのか、ハイソリッヒの法則から言ったら、もうそろそろ重大災害が起きるころかなと思われるのです。この辺をどう分析しているのか。ただ資料をつくれればいいのだということではなくて、区分 だからいいんだ、区分 だからいいんだと、管理監督者はそう思っているようですが、例えば、今日配られた22年8月8日に発生したトラブル事象の分析結果の中で、再発防止対策の 作業員による養生シートの健全性及び作業スペース側のアルミテープの状況等の監視を強化するとあります。非常に定性的であいまいさが残るようなアクションを起こしていると思うのです。もっと具体的に、例えばこの結果を課長に連絡するとか、その辺をきちんとしなければ、ただ文書を作成しているだけだと思われます。

もう一つ、4番目に定期点検時にアクリル板の板厚を10ミリから15ミリに変更し、機械的な強度を高め、変形や振動に強くすることを計画している。これは原因の中にアクリル板の板圧が薄かったということ进行分析されているのでしょうか。一連のトラブル関係の措置状況だと、これらはいまいさが非常に残っていて、本当に私は心配していて、そろそろ重大災害が起きて、ああ、やっぱり起きたかと思わざるを得ないと思うのです。

【JESCO】

ご指摘のとおりでございますが、こちらのアクリル板は、剛性のものであれば漏れないような形のものができるかもわかりませんが、作業者がグローブに手を入れてほとんどもたれかかるような形でコンデンサの素子をばらすような作業をするところでございます。人が作業をしているところですので、剛性のものであると、作業者の腕に傷がつくとか、そのようなところになっております。こちらのアクリル板とグローブのところは、作業者が作業をするのに若干フレキシブルなことが必要でございます。アクリル板を強化するというのは、豊田事業所でも同じような事象がございまして、アクリル板を厚くして目地のところをしっかりさせたということで、その後、そこからは漏えいが発生しないと聞いております。前回、私どもの隣のアクリル板は豊田事業所でやった事象を踏まえまして強化しましたが、ここはまだ取り替えておりませんでしたので、その事象を踏まえて、作業するのに少し時間がかかりますので、今回の定期点検に併せてやろうと思っています。

それから、例えば巡視して監視を強化するとこれには書いてありますが、これまでのトラブル等も巡視して監視を強化しています。いつ点検するかは、事業所の方で、3交替時に巡視するのか、1週間に何回点検するのか、月に何回見るのか、その都度、マニュアルをつくって運転会社と調整しております。ここではそういう情報をすべて書ききれませんので、ここではこの様な書き方でございますが、それぞれ対応を含めてやっているつもりでございます。

【委員】

冒頭の説明の中で、ISO14001のことで、EMSの構築はもう終えているのですね。見せてもらいたいと思ったら見る事ができるのですか。

【JESCO】

ISO14000につきましては、今まさに整備しているところでございまして、EMSの本体については完成に近づいております。今は仮運用的なところでやっております。細かい下部のEMSにつきましては、できているものもございまして、整備中のものもございまして。拝見されるということについては、まだ審査前でございまして、審査を受けてからということをお願いしたいと思っております。

【委員】

私は審査員もやった経緯がございまして、中身についてはまだ審査前なのでお見せすることはできませんが、EMSの目次はこうなっていると、そういう具体的な進捗の内容が分かる様な説明をいただきたいと思うのです。

【JESCO】

ISOニュース等も発行していますので、今のご意見を踏まえて内容を考えていきたいと思っております。

【委員長】

他にございますか。

【副委員長】

今の委員のご質問に関連するところがあるのですが、先ほどご説明していただいたトラブル事象の8月8日の件で、作業スペースの方に漏れたということが一番問題で、管理レベルが低いところ、リスク管理の低いところに漏れたことが問題だと思うのです。作業環境の濃度が2.3マイクログラム/立米ということで、10マイクログラム/立米に対して5分の1ぐらいまでのレベルに上がっているのですが、実際はちょっと分からないのですけれども、建物のシーリングを全部チェックするのはなかなか難しいと思っておりますので、もし、見つけるのが難しいところで作業スペースのところに行くと、もしかしたら10マイクログラム/立米を超える可能性もあったのか。要するに、もし、次にこれと同じ様なレベルのことが、防止措置は分かるのですが、実際に漏れた後にその対応で作業スペースの所で例えば10マイクログラム/立米を超えたようなことになっても、作業員に対しては、例えば通気量が非常に大きいので、局所的には高くなるけれども、全体的には通気量は非常に多いので、そこで作業をされている方に対する影響は少ないという様なセ

ーフティネットがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

【JESCO】

管理区域の中は、基本的に負圧管理を行っておりまして、十分な換気量を持っております。今回の作業環境測定では2.3マイクログラム/立米でしたけれども、翌日にはほとんど1.0レベル、その翌日には0.何がしに下がっておりますので、十分な換気のレベルは確保できていると考えております。

【委員】

モニタリングで、例えば作業環境の濃度がずっと上がったことで、どこかで漏れているのではないかというチェックも可能だということですか。

【JESCO】

作業環境につきましては、オンラインモニタリングで測定している部分がございます。また、オフラインでの作業環境の定期的な測定も行っておりまして、常に作業環境を管理し、作業者の健康管理については十分配慮してやってきております。

【副委員長】

そうすると、例えば測定値が10マイクログラム/立米に対して限りなく9.5マイクログラム/立米とか上がった段階でチェックされるのか、それとも、基準値以下だったらずっとそのまま、変動の範囲だという管理をされているのか、その辺はどうでしょうか。

【JESCO】

作業環境の測定結果につきましては、運転会社と当社の間で作業環境プロジェクトをやっておりまして、作業環境については常に運転会社とともに注目して、作業者の安全確保に努めているところでございます。

【副委員長】

具体的に言うと、出てきたデータが10マイクログラム/立米という環境、これは超えてはいけないレベルだと思うのですが、もし超えた場合、その20%のところでは何かアクションを起こされるのか、それとも超えた時点でアクションを起こされるかということです。

【JESCO】

トレンドを管理しておりまして、そのトレンドに変動が出た場合ですから、こういうト

ラブルでもなければ、作業スペースで2マイクログラム/立米というところはないです。もっと低いところでやっておりますが、トレンドに変化があった段階で対策を講じております。

【委員】

今回は、普通のレベルより非常に高かったなので、もしかしたら、目視で見つけなくても2マイクログラム/立米という数字を見られた段階で何かアクションを起こされていた可能性があるということですね。

【JESCO】

そうです。通常、測定しているところでそういう変動があれば、何が原因かということを探明しますが、今回は漏えいが見つかった段階で測っておりますので、その時点で高かったと認識した次第です。

【委員長】

他になければ、続いて、環境モニタリング測定結果と立入検査実施状況について、説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料3-1、3-2、資料5に基づきまして、モニタリングの測定結果と立ち入りの実施状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料3-1、A4判横のものですが、これは平成21年度分のモニタリングの最終結果ということでご理解をいただければと思います。前回の監視円卓会議で未報告でありました部分について、今回判明したものをに入れて、これによって21年度分の結果がすべて明らかになっております。

21年度の測定結果のまとめとしましては、同じく資料3-1の1ページ目の左側上部に簡単に結果という形でまとめさせていただいております。

まず、北海道、室蘭市が実施した周辺地域環境モニタリングとJESCO北海道事業所が実施しました周辺環境モニタリングとも全て環境基準値等以下となっております。

また、排出源モニタリングについてでございますが、これも3ページの下段の北海道実施分の排気第1系統の9月測定分のダイオキシン類の値が排出管理目標値と同じ0.1というふうになったこと以外につきましては、すべて排出管理目標値を下回っております。

最後に、4ページの下の方に記載しておりますけれども、モニタリング計画の中で、浄化槽の処理水についてもモニタリングをする形になっておりますが、この会議でもご報告させていただいておりますとおり、合併処理浄化槽のトラブルがあったことによって、

2 1 年度分の浄化槽の処理水のモニタリングは行っておりませんので、申し添えたいと思います。

引き続きまして、資料 3 - 2 を用いまして、平成 2 2 年度の環境モニタリングの測定結果をご説明します。

フォーマットは同じようにできておりますので、見ていただきますと、この会議の直前までに判明した分について資料という形でまとめさせていただいております。判明分につきましては、同じく 1 ページから 4 ページまで、まだ少ないですが、判明分は記載させていただいております。結果につきましては、環境基準値や排出管理目標値を超過した事例はございません。

簡単ですが、以上でございます。

引き続きまして、立入検査状況について、資料 5 でご説明させていただきます。

まず、前回の会議以降に立ち入りを実施したのものにつきましては、太線で囲っている部分が該当します。いずれの件につきましても、先ほど J E S C O 北海道事業所の方から詳細の説明がございました 7 月と 8 月の区分 のトラブル事象の発生に伴って実施したものでございます。中身につきましては、詳細が資料に書かれておりますが、発生現場、対策を実施した後の確認、指導を行っております。個別の指摘事項等々につきましては、資料に記載をさせていただいたとおりになっております。

簡単な説明ですが、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、環境モニタリングと立入検査の実施状況についての説明に関してご質問やご意見がありましたら、どうぞお出しください。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】それでは、特にないようでございますので、続きまして、前回の円卓会議で宿題となっていましたダイオキシンの調査結果について、資料 4 が準備されておりますので、J E S C O の方から説明をしてください。

【J E S C O】

では、資料 4 について説明させていただきます。

活性炭吸着槽の構造等で、まず補足説明をさせていただきたいと思っております。

第 1 系統の排気については、ここに書いてございますように、A、B の 2 槽を通して排気され、1 槽の大きさが 3 メートル× 9 メートル× 3 メートルぐらいの大きな部屋でございます。活性炭の充てん量は約 6 0 0 キログラム弱ということで、6 分割して 1 槽に充て

んされております。活性炭交換作業は、バキュームを用いて吸引し、ドラム缶に保管する形をとってございます。これが分かるように、別添1という資料を次のページに付けさせてもらっております。写真で見て分かりますように、今言ったように3メートル×9メートル×3メートルという形の大きな部屋のような槽でございます。A槽、B槽がございまして、2つを通すこととなります。下にエアーの流れを書いた平面図がございまして、左手方向から入った排気がブルーの活性炭を通して最後に黄色い部分に出ていくこととなります。上から見た図ではちょっと分かりづらいので、横から見た形でいきますと、これは断面になりますけれども、青の所の活性炭を通して赤から黄色に抜けていくというエアーの流れになります。

実際の活性炭交換作業が横の写真にありますように、バキュームを用いてブルーの所に入っている活性炭を抜き取って、抜き出した状態が下の左の写真になります。更に、新たな活性炭を充てんする形です。これが、当方で使っている第1排気系統の活性炭吸着槽になります。

また戻っていただきまして、引き続いて、2番の第1系統のPCB、ダイオキシン類の測定結果についてです。

第1系統排気については、ことし1月よりJESCOにおいてPCB及びダイオキシン類濃度を月1回測定しております。すべて排出管理目標値未満で、数値に大きな変動は見られておりません。また、道庁とのクロスチェックについては、1月にご報告させてもらっておりますけれども、7月14日にも採取を行い、現在、分析中でございます。また、クロスチェックを行うJESCO採取分のサンプルについては、差異なしの確認ができるまでは保管しております。

別添2という両面コピーになった資料にございますように、1月22日はご報告したクロスチェックの結果でございます。2月、3月、4月、5月、6月と1カ月に1回ずつ当方で分析にかけております。更に、7月14日については、道庁とクロスチェックのためにサンプリングを行って、ただいま分析中という結果になっております。数値につきましては、こちらを見ていただければわかりますように、すべて管理目標値未満という結果になってございます。

続きまして、前回の会議で特にご指摘されました活性炭のクロマト現象についてでございます。

これについては、ご存じかと思いますが、会議でもご指名されましたし、当方の事業部会の副座長をしております東京農工大学の細見先生に確認いたしました。今回検出された結果等々もお見せしまして、クロマト現象が起こる可能性があるかということを確認させていただきました。実際にクロマト現象が有意に起こっているとすれば、ダイオキシン類異性体ごとの活性炭との親和性というか、活性炭出口から検出されるパターンとして、オルト位に塩素が結合しているダイオキシン類ほど、また塩素数が少ないダイオキシン類ほど、さらに蒸気圧が高いダイオキシン類ほど移動しやすいということで、通常見られるパ

ターンとは違うパターンになるということです。しかし、今回、ある程度よく見られるパターンの結果が出ておりましたので、クロマト現象によるダイオキシン類のリークはなかったのだろうということで確認をいただいております。

さらに、4の破過によるリークの可能性です。他の可能性でリークした可能性はあるでしょうかということもあわせて確認してございますが、前回もご報告したとおり、以下の理由によりそのリークも少ないだろうということで確認をいただいております。

作業環境濃度のダイオキシン類濃度の構成はほとんどがコプラナPCBで、PCDDs、PCDFsは微量であり、破過するほどの多量のPCDDs及びPCDFsが活性炭フィルターに流入した事象は見当たらない。また、活性炭のPCB量は、活性炭1グラム中0.0068mg/AC-gから0.0130mg/AC-g、ダイオキシン類は、これも活性炭1グラム中0.00024ng-TEQ/AC-gから0.00047ng-TEQ/AC-gということで、活性炭の設定平衡吸着量のPCB47mg/AC-g、ダイオキシン類については10mg/AC-gと吸着容量にはまだまだ十分余裕があつて、使用期間からしても破過することは考えられない。また、オーバーフローが万が一起きた場合、まず、比較的余裕度の低いPCBが高く検出されるはずですが、測定データには異常がなく、オーバーフローが起きたとは考えにくい。さらに、活性炭フィルターは、オーバーフローやショートパスにより一度破過リークすると、それ以降も頻繁にリークが見られるが、9月4日以降、活性炭出口のPCB及びダイオキシン類濃度は排出管理目標値の200分の1以下であり、オーバーフローやショートパスが起きたとは考えにくいということで、クロマト現象も含めたリーク現象については、起きていたとは考えにくいというような確認をいただいております。

つきましては、プラスアルファでもう一枚、「第1系統排気クロスチェックについて」という紙を付けさせてもらっております。これは、先ほど説明しました2のクロスチェックの方法について、当方と道庁の方で7月14日のクロスチェックの前に一度確認をしたものでございます。ここに書いてございますように、クロスチェックにつきましては、夏期と冬期ということで、夏期は7月にサンプリングを行ってございます。サンプリングポイントとしましては、下の図にありますように、出口ポートも用いた道庁サンプリングとJESCOサンプリングの2カ所のサンプリングポイントが図示されてございます。見て分かりますように、同じ管の先と後ということですので、同じ系統の排気をサンプリングしているということでございます。

クロスチェック方法としては、道庁が排出源モニタリングの一環として実施する第1系統排気サンプリングと同時に、第1活性炭吸着槽の出口ポートからJESCOがサンプリングを行います。これらのサンプルについてそれぞれのサンプリング機関にてJISに従った分析を行い、クロスチェックを行うということで、当方と道の方で協議、同意をして実施してございます。

説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

では、これに関して質問等はありませんか。

【委員】

簡単な方からお聞きします。

クロスチェックの方ですが、同時にと言われたのは、時間を同じにということでしょうか。排気は、いつもやっている日時が違いますでしょう。月が違うわけですから。あれと一緒にやってくれたらデータになるのにはと思いながら、全然やっていないので、ちょっと困ったなと思っていたのです。そうしたら、同時にというのは、これから7月なら7月にやるということですか。

【JESCO】

今、最後の4枚目で説明しましたように、夏期と冬期に同時にサンプリングをします。同時にサンプリングをするために、2カ所のサンプリング口からサンプリングをするということになります。

【委員】

それから、資料4の3のところ、活性炭のクロマト現象によるリークの可能性はあるかないかということで、細見先生にお話しされたというのですが、これは意味不明の文章になっております。全然分からないんですよ。細見先生がこういうことを言われたのでしょうか。

【JESCO】

実際のことで言うと、こちらがご意見を聞いて書いたものに対して、先生からペンを入れていただいております。

【委員】

それでは、細見先生はデータをご存じないわけですか。

【JESCO】

いいえ。全てこちらのデータをお見せして確認をいただいております。

【委員】

細見先生に出されたデータは、9月4日に報告されたデータでは、0.1ナノグラムと

いうデータが一つあるだけなのです。それについて細見先生があたかもクロマト的な説明をされているわけです。これは全く理解不能なのです。専門家だったら、こういうことを言わないのですよ。クロマトというのは、経時的に物が出ていくときに親和性がある物が遅くなって、親和性のない物が出ていくということですから、経時的なデータがないということとは言わないのです。そのところが全然理解できないです。

【 J E S C O 】

細見先生の方から、文章も見ていただいたのですが、お言葉でいただいた説明としましては、今回、9月4日のデータを見る限り、ある特有のパターンをきちんと示していますと。要は、何由来かというパターンをきちんと示しているのだから、発生源の由来がはっきり出たピークパターンを持っています。通常、クロマト現象が起きた場合には、今言ったように、通過しやすい物、出ていきやすい物が選択的に先に出ていって、遅い物は後から出てくる形になるので、通常の発生源由来に似たようなピークにはならず、大分ばらばらな形になるので、今回ここで出たピークについては非常にはっきりとしたパターンが出ていますので、クロマト現象で出たという風には考えにくいとのことです。

【 委員 】

パターンはここには示されていないですね。あなたがパターンを持っているはずがないのです。経時的なパターンはないのですよ。一発勝負ですからね。だから、典型的な何とかのパターンということはありませんし、そういう風に答えることはないのです。

【 J E S C O 】

一応、9月4日のデータをお見せして、一度お見せした資料では足りないということで、更に違う資料も追加して、先生に9月4日のパターンでご説明はしておりますが、その後、数値が大きく変わって出ていることもないということは、先生自身もご説明の中でご承知している話ですので....。

【 委員 】

その話と私が言っている話は別です。

いいですか。9月4日に出たデータがあるということと、その後出ていないということが非常におかしな話なのですけれども、現実には出ていないのです。それはそれですけれども、9月4日のパターンがクロマト現象ではないということと言えるものではないのです。クロマト現象であるとかないという問題ではないのです。そこにデジタルなデータが1つあるだけなのです。細見先生がこういうことを言うはずがないのです。

【 委員長 】

委員が言われることは私もよく分かるのですけれども、要するに、細見先生が見たのは、9月4日のパターンは、ごみの焼却炉から検出されるダイオキシン類の異性体濃度由来のパターンがそのまま出てくるということで、そういう風に出るということは、このパターンは活性炭を通った後には見られないという意味で、委員が言われるように、もし活性炭を通してクロマトのような効果があったとすると、焼却炉の排ガス中から検出されるダイオキシン類のパターンが崩れているでしょうというのが細見先生の見解という風に読んでください。そういう意味では、委員が言われる本当のクロマト現象ではないけれども、クロマト現象が起きたか起きないかは、もともと活性炭が通ればクロマト現象も含めてダイオキシン類のパターンが違うパターンになっているけれども、もっとあからさまに言うと、9月4日のデータは本当にこのPCBの処理工場から取ってきたサンプルなのかと言えるようなパターンだからという風に細見先生は言っているのです。

【委員】

その話はここでもう既にしていますね。

【委員長】

それが確認された。

【委員】

それでいいのですか。よそからデータを取ってきてこうなったと…。

【委員長】

それと同じようなパターンだったから、少なくとも活性炭を通して、高濃度のものが一時的に出てきたという意味のクロマトではありませんよというのが細見先生の見解です。

【委員】

しかし、それは随分乱暴な断定になりますけど…。

【委員長】

それは、1つしかデータがないからです。委員が言っておられるように、活性炭があるわけでもないし、改めて実験も出来ないということなので、そういう意味では、いわゆる焼却炉から出てくるようなダイオキシン類のパターンがそのまま残っているから、それは活性炭を通った後に出てくるものではないのではないかと見えるというのが細見先生の意見だという風に私は読みました。

だから、要するに迷宮入りだということです。

【委員】

迷宮入りではちょっと困るのです。私自身もああいうデータがなぜ出たかということについては全く理解不可能です。コプラナだろうと予想したものが全然違いましたので、非常に理解不能で、だから今まででもめているわけで、そうですか、迷宮入りですかという感じでは捨てたくないというのが私の気持ちです。

【委員長】

そういう意味で、とりあえず、9月4日のデータは異常値という扱いをして、今後起きるか起きないかということについては、先ほど一番最初に 委員からお話があったように、夏と冬で同時にサンプリングをしてクロスチェックをするということですから、今後、こういう異常なデータのどっちが正しいか、正しくないかということではなくて、同時にやることによって、クロスチェックの体制も整ったので、もし次にクロマト効果なりそれ以外の原因で起きたような場合には、原因を遡及できるような形になったということで、今回はそういう意味で前進があったと理解せざるを得ないのかなというのが私の見解です。

【委員】

それは委員長の見解です。

それで、1の問題になるのですが、これを見たら、バキュームで引いて全部取っているわけで、言ってみれば、クロマトパターンを取ろうとしても取れない形になっています。しかも、空気が横から通った所を縦に吸っているので、壊れますね。これはどうしようもないです。これは、いわゆるボーリングのような形で横からサンプルを小さな缶で取っていくことを考えたらどうですか。空気の流れに沿ってね。それぐらいのことをやってもいいと思うのです。地球の奥深くまでボーリングしますので、そういう技術が日本には無いという風には思いませんけど。

【委員長】

活性炭ですから、できないのではないでしょうね。

【委員】

私がまじめにやれと言われたら、そういう筒を一つ入れておいたらいいのです、サンプリングとして幾つかね。そうしたら、その筒を取り出せばいいわけですからね。できないことはないですよ。

【委員長】

これは横なのですよ。

【委員】

だから、横に活性炭の筒を入れるのです。両端がオープンになったものを。

【委員長】

これは、上から取っているから、実際には空気は横に…。

【委員】

だから、活性炭が入った両端が空いた筒をそのメッシュのところに当たるように入れておいたら、そこは空気は通っていきますからね。

【委員長】

そういう風にするか、ダミーのサンプリング用の活性炭の筒を1本どこかに置いておくということですね。そういう風に構造を考えないと、無理ですね。ただ、それをやって…。

この風量は何ミリぐらいですか。

【委員】

いずれにしても、我々監視委員会がそのことを考えたってしょうがないことです。やはり、環境省なりJESCOなりがその問題についてどう対処されるかということですから。私たちは、そういう事象が起きて、それをミステリーなまま、実際には訳の分からない説明を受けて、はい、そうですかというわけにはいきませんから、二度とこういうことが起きないように願うだけなんです。いずれにしても、こういうことが二度と起きないように対策をどう立てられるかということを私は問題にしたいと思います。

【JESCO】

風量は、4万6,000立米/アワーです。

【委員長】

それは分かります。断面積当たりで、エアーフラックスとして何ミリかということですね。

今は、新しい活性炭がもう入っている状況なので、委員が言われたようなサンプリングができるように、実行可能性も含めて少し検討してください。

要するに、この充てん槽の中に4インチというか100ファイぐらいの筒を入れて、その部分だけを抜き出すような工夫をするか、この活性炭の充てん槽を横方向に通過する空気のフラックス量を計算して、その空気のフラックス量になるように前室の部分にカラ

ムを入れておくとか。それは、出来るかもしれないし、出来ないかもしれないので、そういう事が出来るかどうか、委員の助言もありましたので、J E S C Oの方で少し考えてみてください。無理なら無理という結論をいただいて結構です。出来れば、そういう事を一度やるのも意義があると思いますし、それが出来ない場合のことも想定してクロスチェックを道とJ E S C Oと同時にやって、もし2つのデータが違っていた時には、第三者が出来るようにサンプルも残すということは前回ちゃんと決まっていますので、次回以降、2つのところで違うデータが出たときにどっちが云々ということがきちんと分かるようなシステムになっていますが、そういうシステムのもとで、もし高い値が出たときに、その原因は何かということをチェックするためには、やはり活性炭の充てん槽の中で何が起きているかということを知る必要があると思いますから、それが出来るかどうか検討していただくということで今日はそうゆう結論にしたいと思います。

それでは、その次に、増設事業のことについて、J E S C Oから説明をしてください。お願いします。

【J E S C O】

それでは、資料6に基づきまして説明をさせていただきます。

冒頭にお話しさせていただきましたように、今回、増設ということで22年7月29日に公告をさせていただきます。発注手続が始まったというところでございます。

そして、具体的な内容についてでございます。

これにつきましては、前回の会議におきまして基本的なところをご説明させていただいているところでございますが、具体的な内容、あるいは日にちなどが抜けていたと思いますので、そのあたりを中心に説明させていただきます。

2の工事概要のところでございます。

(3)の工事内容として、対象施設のP C B汚染物等処理能力が約6トン/日ということで、ここはP C B汚染物である安定器の重量をベースとしております。そして、敷地面積としましては、約1.2ヘクタールで、現在の敷地に隣接している敷地でございます。

処理の対象物については、P C B汚染物等でございます。そして、主要な設備については、P C B汚染物等処理プラントとこれらを収容する建築物、附帯施設でございます。工期としましては、平成25年5月31日まででございます。工事の範囲でございますが、

から まででございます。 としましてはプラントの部分、そして附帯設備の設置工事、建築物、附帯設備の建築工事並びに外構工事等に係る設計の部分です。 としまして、プラント、附帯設備の設置工事、建築物及び附帯設備の建築工事の施工です。 としましては、敷地内に整備されるP C B廃棄物処理施設に係る工事全体の統括業務でございます。

発注方式についてでございます。

今回のところにおきましては、(1)としまして、技術提案を受け付けた上で、設計業務、施工業務を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事でございます。契約にお

きましては、設計業務と施工業務に分割して締結をするということでございます。

(2)としまして、本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事で行います。

(3)としまして、本工事は、技術提案の審査において提案についての改善を求め、または提案を改善する機会を与える、また、提案を実施するために必要な設計数量及び見積もりの提出を求め、予定価格を定めるということでございます。

(4)としまして、ここに掲げる法律に基づき、リサイクル、再資源化等の実施が義務づけられた工事であるということでございます。

次のページをお願いいたします。

(5)でございますが、ここにございますように、本工事におきましては、これまで北海道庁又は室蘭市との間で約束事がございます。一つ目は、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書に規定されている事項を満足したものでなければならないということでございます。また、事業対象地域の拡大に際し、市から国に示されました受け入れ条件、あるいは北海道、室蘭市から国に示されました「北海道PCB廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件」並びに昨年8月でございますが、国と市との間で確認されました「北海道PCB廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件について」の趣旨を十分踏まえたものとするということでございます。

競争参加資格は、ここに掲げているとおり、入札公告に掲げる条件を満たしている異工種JVまたは単体企業でございます。

次に、技術提案書の提出及び選出でございます。

まず、競争参加資格がございまして、確認されたものに対しまして技術提案書の提出を求めるとでございます。技術提案書には、提案内容がJESCOの求める仕様を満たすことを証する事項並びに提案を実施するための設計数量及び見積もりを記載していただくこととなります。

技術提案書の選定につきましては、先ほどもございましたように、ヒアリングあるいは審査を実施しまして、JESCOが求める仕様を満足するものを選定しまして、選定結果を通知いたします。

技術提案書の改善でございますが、JESCOと競争参加資格者との間におきまして技術対話を行ってまいります。そして、JESCOから技術提案書の改善を求める、あるいは競争参加者に提案を改善する機会を与えることを行ってまいります。

この結果に基づきまして、本工事の実施に当たり必要な範囲において、技術を改善すべき事項、工事範囲等の統一的な条件を示して、これらを満足する技術提案書の変更及び再提出を求めるとでございます。技術提案を求めていく中で、私どもと競争参加資格者との間におきまして、ヒアリング、あるいは先ほどの技術対話を通して必要な技術提案書の改善や、これを工夫することによってよりよい提案になるなど、この手続を行ってまいります。

次に、6の総合評価に関する事項でございます。

これにつきましては、(1)にございますように、選定された技術提案書を対象に行います。先ほどご説明しましたが、再提出する機会もございます。こちらにおきましては、再提出後の技術提案書を対象に行ってまいります。

そして、総合評価点でございますが、ここにあります算式によりまして算定を行うということで、価格評価点、技術評価点を勘案することとしております。具体的な配点は、ここにございますように、100点、100点という形で考えてございます。具体的な算定方式でございますが、価格評価点におきましては、ここにございます算式を用いまして、予定価格、入札価格から設定されてくるものでございます。

次に、(5)の技術評価に関する点でございます。

これらにつきましては、大きく4つの分類で考えてございます。

1つ目が処理の確実性でございます。PCB汚染物等の処理を確実に行うという技術提案について評価を行っております。括弧の中に例がございまして、受け入れ条件など、その辺のところを勘案していった場合、例えば、気候条件がございまして、当地は積雪寒冷地でございますので、積雪寒冷地に即した設計あるいは機器の選定を行うという具体的な提案について評価を行っていくことを考えております。

2つ目が環境安全についてでございます。こちらにおきましても、従来より、先行事業という知見を生かして、安全対策について万全を期してくださいというご要望がございまして、これらの点に配慮いたしまして、先行事業の知見を活かして、環境安全対策についてしっかりと取り組んでいただくということで、それについて評価を行っていくということでございます。

3つ目が作業安全についてでございます。作業従事者の安全衛生管理の充実した取り組みを進めるというところでございます。

4つ目が実施体制等でございます。この点につきましては、従来より、設計だけではなくて施工あるいは操業が完了するまでということで責任ある体制をしっかりと構築してくださいというご要望が地元から寄せられているところでございます。この様な点に配慮しながら、例えば、緊急時における熟練技術者における迅速な対応について具体的に検討を行っていただき、それを提案していただくことを内容といたします。これらについて評価を行うものでございます。

これらの技術評価におきまして、(6)にございますように、当然、仕様書等に定める要件を満たさなければならないということがございます。これにつきましては、まずは基礎審査を行ってまいります。基礎審査に合格した技術提案を対象としまして評価を行い、点数化した結果もあわせて技術評価点とするところでございます。

手続に従いまして、(7)でございますが、この評価に当たりましては、ここにございます節目、節目の段階におきまして学識経験者からの意見を聴取するというところでございます。

1つ目が評価方法、評価項目の設定、2つ目が技術提案書、見積書の審査、3つ目が技術提案書の選定、4つ目が予定価格の作成です。これは、予定価格の額というよりも、この予定価格の考え方がしっかりしているか、明らかであるか、適切かというところについてご意見をいただくという内容になってございます。

次に、6の落札者の決定方法でございます。

(1)といたしまして、技術提案書の内容の審査を行います。そして、改善要求内容を満足するものを入札参加資格者として特定して、通知を行います。

(2)といたしまして、入札参加資格者は、価格及び技術提案をもって入札をし、J E S C Oの作成した予定価格の制限の範囲の価格をもって有効な入札を行った者のうち、総合評価点で最も高い者を落札者とします。

(3)につきましては、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときの決め事でございます。

次に、現在の状況等、今後の予定といたしまして、7の発注手続でございます。

(1)交付期間としましては7月29日からでございます。

(2)としまして、入札及び開札の日時等でございますが、ここでございますように、12月2日を予定しているところでございます。

概略は以上でございます。

いずれにしましても、今回は増設ということで、従来から説明させていただきましたように、処理対象物の量を見直した上で、新たなスキームといえますか、考え方の下で手続を始めさせていただいているところでございます。その間、営業物につきましては、処理の完了期限が27年3月ということで大変厳しい状況にございます。このような状況の中で、私どもといたしましては、この会議におきましても必要となります情報を提供させていただきまして、この点についてご意見をしっかりと受けとめて、真摯に検討させていただきたいと考えております。

今後の日程については、大ざっぱに言いますとこのとおりでございますが、具体的な工期については、選定された技術提案を踏まえた中で、タイミングでありますとか、工程にあわせた中で説明させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、この増設工事は皆様方のご理解のもとで進めていかなければならないことですので、ご意見をいただきまして、しっかり対応できるようにしてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員長】

それでは、このことに関してご質問やご意見がありましたら、どうぞお出しください。

【委員】

もう説明されているかもしれませんが、処理対象が変わったというのはどういうものなのか、ちょっと私は分かりませんので、説明していただけたらと思います。

【JESCO】

基本的な処理対象としましては、従来から考えております汚泥、ウエス等も含めて考えております。しかしながら、処理対象として見込む量におきましては、汚泥、ウエスの部分につきましては若干であると見込んでおり、この量からはカウントしていないということでございます。

この汚泥、ウエスのところについてはどうしてかといったところでございますが、従来から説明させていただいているところでございますけど、現在、環境省におきまして、コンタミのPCBを含む廃電気機器の無害化処理認定制度が立ち上がってきているところでございます。その制度がようやく動き出してきている状況の中で、今年度におきまして、先ほどの汚泥、ウエスから実証実験を行っております。その様な状況を踏まえて、そういう動向を見込みながら、比較的濃度の薄いものについては、第三者による可能性といえますが、具体的には環境省による制度の中で処理を見込めるのではないかとということをお案して、汚泥、ウエスについては処理対象の量にカウントしていないということです。

【委員】

そうしたら、およそ半分がそちらの方に移っているという理解でよろしいですか。

【JESCO】

残りについてはそういうもので見込んでいるということです。

【委員】

分かりました。

【委員】

二転三転してこんな風になって、今回、この化学処理方式を論議されている時に、私もその論議に何回も参加していて、結局、いろいろな意見も言ったのです。実証試験では上手くいっており、絶対に大丈夫だという説明なのです。実証実験は実際には小規模な試験ですから、規模を大きくすればいろいろなトラブルが起きるのは当然ではないかという意見も言ったのですけれども、いや、今の技術では、仮に100倍の実証試験の装置を作っても安全性は絶対に大丈夫だという説明をされて、私はびっくりしました。そんな事はあり得ないです。しかし、現実に稼働していくと、100倍になった装置は本当にトラブル続きです。委員長が言われているように、設計の思想にも問題があると言わざるを得ないほど問題なのです。

今回入札される装置がどういうものか私はまだ分かりませんが、どうも新しく開発される装置は、今回の化学処理方式もそういう感じですが、全て試験、試験、テストで、実証していったらこういう問題が起きた、この繰り返しで行っているような気がするのです。前回の入札の時に確かもう一つの方式があって、私の記憶では、そっちの方がランニングコストが高かったからこの方式になったというのが主な理由なのです。そうすると、ここでも予定価格の範囲内という言葉があります。PCBを処理する段階で全く新しいことをやるわけですから、そこでの予定価格というのが私はよく分からないのです。これはJESCOが決めるのですかね。JESCOがどれほどの技術力をもってこの予定価格の範囲内で装置を作りなさいと言うのか。こういうことが何かよく割り切れないのです。また同じような問題を起こすのではないかという気がします。

とにかく、私たちの願いは、本当に一日も早くPCBを処理して私たちの周りから完全に無くすということですから、そういう考えをきちんと据えて、いい方式に決まるようにお願いしたいと思います。

そんな事を考えていまして、とにかく今まで私たちが経験した段階では、設計上では私たち素人が考えてもおかしいです。なぜこんなことに気がつかない設計がされて、こんな工事ができたのかと思うものがいっぱいあるのです。こういうことは二度と繰り返して欲しくないということをご意見として申し上げます。

【副委員長】

前の会議でもスケジュールがどのくらいかということをお願いして、確か、前回は平成25年ぐらいに稼働ではないかというご意見をお聞きしました。

1つは、先ほど委員のご意見にあったのですが、試験運転ですから実際には試運転になると思うのですが、その時期をできるだけ長くしていただきたいのです。できれば私たちも事前に、例えば試運転が非常に短い期間ですぐに処理しないと間に合わなくなるということや処理方式のこともあるのですが、そちらの体制の方も期限がなかなか難しくなるとお思いますので、出来るだけ早く運転していただいて、出来るだけ長い試運転をして、実際にきちんと処理できると、このPCB円卓会議の方で私たちが安全確認できるように是非お願いしたいと思います。

もう1点は、最終的には12月に入札して決まると思うのですが、途中のプロセスですね。例えば何社から入札があってという途中のプロセスから決定まで、この円卓会議にどの程度の情報をいただけるのか。見込みで結構ですが、平成25年までのスケジュールになると思うのですが、どのぐらいの段階で円卓会議にこの増設工事に関する経過が公表され、また、どういう内容が公表されるのか、お教えいただきたいとお願いします。

【JESCO】

まず、入札から契約に至るまでのところにつきましては、これまでと同じでございます

が、決まるまでのところにつきましては公開できないということで、これについてはご理解いただけたらと思います。

あと、全体的な工程についてですが、できれば次の機会にタイミングが合えば、工程のところはしっかり説明させていただきたいと考えております。工期としましては、25年5月ということで先ほどご説明したところですが、具体的な試運転の時期については、私どもとしましては、しっかりと試運転を行って、評価を行っていくという気持ちでございます。そこは委員のご指摘のところだと思います。ですから、具体的に工程がどのくらいになるかについてはまた詰めさせていただきたいと思っておりますが、試運転の段階で問題点が全て出て、それがしっかり活かされるような形で考えていきたいと思っております。ご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

この増設工事自体がかなり遅れていると思うのです。遅れた原因は、入札に関して室蘭市との行き違い等があったということだと思うのですけれども、12月2日に終わった段階でそういうことがまた起こり得る可能性が全くないとは言えないと思うのです。そうなった場合、そのまま押し切って工事を進めていくのか、室蘭市からまた差し戻しになっていくのか、そうすると、期限切れになってくるので先が見えない状況になってくるのではないかと思うのです。遅れた部分の評価をどのようにされているかということが一つあると思います。そうしないと、PCBを早く処理していただきたいというのがみんなの願いだと思っております。そのためにこういう会議もやっているわけですが、それが遅れてしまって、また、市との行き違いが出てくる。市との行き違いのことを考えると、前にも委員が言われたと思うのですけれども、何のために入札をしているのだらうということにもなりかねないので、その辺のところをどのように考えておられるのか、非常に心配しているところです。

【委員長】

非常に答えづらいと思いますが、今の発注概要の2ページの一番上の(5)に、本工事は、協定書に規定された事項と受け入れ条件等々の趣旨を十分踏まえたものとするとして書いてあるので、技術評価のどこかのところにこの円卓会議の議事録20回分を何回読みましたと書いてあるくらいにしてもらわなければいけないのです。私たちが20回やってきたことは、今の第1期工事だけではなくて、増設工事の方式と安全性その他がどういうふうに反映されているかということが円卓会議や室蘭市、道、そしてもちろん室蘭市民の関係の方々の一番の関心事だと思うのです。ですから、実際に何回読んだと書けとは言いませんけれども、私たちの気持ちとしては、円卓会議あるいは1期工事の始まる前に道、室蘭市、JESCOが室蘭市民を対象に何回かの説明会が行われてきております。そういうものも記録として残っているわけですから、そういうものをよく読んで入札をして、幸い受

注した後、室蘭市なり北海道などからいろいろな質問があったときに、そのところは前に議論されたこういうことを踏まえてこういうものを考えていますと答えられるような評価を前提に進めていただきたいと思います。今日の円卓会議の議事録は次の入札まで間に合うだろうと思いますから、よく議事録を読んで応札をするようにということを是非関係の方にご案内していただきたいと思います。

それから、この円卓会議でも委員の方々から議論がありましたけれども、要するに、今の1期の分についても処理コストが最初に予定しているものに比べて高く上がっているのだろうと思います。それで、学識経験者に対してJESCOが意見を求められる中に、実際の工事の部分はありますが、その後の実際の処理にかかる費用がこの技術評価の内容の中で必ずしも明快に読めないように思いますので、そこは少し工夫をしていただければと思います。要するに、高ければいいというものでもないのです。PCBの増設の対象となるものは、お金をかければ何とでも出来るからそれでいいというわけではなくて、適正な価格の範囲で最善の処理技術を駆使して処理をしていただきたいと思いますというのが我々のもう一方の希望でもありますので、そのところがこれを読んだ中ではよく分かりませんので、是非配慮していただきたいと思います。

【JESCO】

委員長からのご指摘がありました見えないところというお話ですが、この経済性のところについては、私どもも大変重要だと考えております。具体的な評価項目の中で、こういった運転に関わる部分についてもしっかりと提案をさせて、それについては評価をするということを予定しております。

【委員】

言いたいことは非常にたくさんあるのですが、どうしても言いたいのは、PCBは国家事業なのです。これは、室蘭市とかそういう問題もありますけれども、国家としてPCBを無くすという仕事ですから、その点をどうしても考えて欲しいのです。この期間、今年でも誤ってPCBを廃棄したある学校ですか、どんと捨ててしまったと。そういうことがどんどん起こってきているわけですので、余り変なことを、前は随分長いことモタモタしたのですけれども、国家的事業をやるということを考えて室蘭市も北海道も対処して欲しいと思っています。

【委員】

不具合関係に関連して、また、今の話の中で試運転の話がありましたが、不具合事象の中で、予想したよりも早く破断したとか、前回まではエキスパンションで随分もめましたけれども、それらがなぜ起きたかということはもっと定量的に突っ込まなければ駄目ですね。今度の工事や何かでも、落札を決定する前に、プロセスの妥当性確認をしっかりとやっ

てもらわなければ駄目だと思います。今、例えば環境省とかJESCOの思っているプロセスが最善だとは決して思わないでいただきたいのです。最善だと思ってアクションを起こすのでしようけれども、入札業者からいろいろな提案や何かがあるのは真摯にゼロから受け止めて、本当にこのプロセスに妥当性があるのだということを比較対照して、場合によってはこういった円卓会議の中で、ISO9001でも7章5節2項に妥当性確認をなささいという要綱がありますので、そこをしっかりとって、いいものをつくるようお願いしたいと思います。

【委員長】

他にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、特にないようでございますので、準備された議題は終わりにしたいと思います。それでは最後に、その他ということで事務局からご説明をください。お願いします。

【事務局】

それでは、次回の円卓会議の予定でございます。

今回は、12月の開催を予定しております。皆様には改めてご連絡を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

先ほどご紹介がありましたように、12月2日に次の増設工事の落札者も決まるということでございますので、次回の円卓会議の折には、具体的にどういう方式が採用されるかというご説明もあると思いますので、その時期を見て日にちを決定されると思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。今日は、どうもご苦労さまでした。

3. 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は限られた時間の中で貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。以上で本日の会議を終了します。

以 上